

母子福祉資金・父子福祉資金 貸付制度のごあんない

八王子市では、ひとり親家庭の方々の生活の安定や、扶養している児童の福祉を増進するために必要となる資金を、原則無利子でお貸ししています。

1 貸付対象者は

市内に6か月以上（※）お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養し、住民税・国民健康保険税などを滞納していない方です。

※修学・就学支度資金は、申請時点で市内にお住まいの方も対象になります。また、転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。

2 資金の種類、貸付限度額は

修学・就職・転宅など、目的により12種類の資金に分かれています。詳細は中面の「資金一覧」をご覧ください。

3 連帯借受人について

●修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金については、貸付により修学し、又は知識技能を習得する方（児童）が連帯借受人として加わることになります。

●連帯借受人の意思確認を行うため、面接が必要です。

4 連帯保証人について

●資金種別、貸付総額や貸付対象者の収入状況等により、連帯保証人を立てていただく場合があります。

●連帯保証人は、独立の生計を営み、一定の職業を持ち、一定以上の所得があり、償還完了予定時の年齢が満70歳未満の方となります。

5 事前相談を（要予約）

●原則、支払後の貸付はできませんので、**支払や契約前に、必ずご相談ください。**

●下記の問い合わせ先に**予約の電話**をお願いします。
相談時間：平日9時～12時、13時～17時
（最終受付16時）

●事前相談終了後、申請書類等をお渡しします。

6 申込みに必要な書類は

- 1 貸付申請書、償還計画書
- 2 戸籍謄本
- 3 申請者…個人情報調査等同意書、誓約書、印鑑登録証明書、所得証明書等
- 4 連帯借受人…個人情報調査等同意書、誓約書、印鑑登録証明書等
- 5 連帯保証人…保証人承諾書、個人情報調査等同意書、誓約書、住民票の写し（本籍入り）、印鑑登録証明書、所得証明書等
- 6 生活費収支内訳書（直近3か月分の給料明細や公共料金の領収書の写等）
- 7 資金の種類に応じ必要な書類（中面の「資金一覧」をご覧ください。）

7 資金一覧

中面をご覧ください。

まず、予約して
相談を！

問い合わせ

八王子市子ども家庭部子育て支援課

貸付の相談 TEL042-620-7362 FAX042-621-2711

償還の相談 TEL042-620-7300 FAX042-621-2711

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号